

4・17 イラク派兵違憲判決の意義

①イラク派兵・名古屋高裁違憲判決

2008年4月17日、名古屋高裁民事第3部は、「自衛隊が現在イラクで行っている武装米兵の輸送活動は憲法9条1項に反する」との違憲判決を下した。憲法が施行されて60年あまりの間、政府は憲法9条の「拡大解釈」を進め、9条を骨抜きしてきた。この間、裁判所が憲法9条違反との司法判断に踏み込んだのは、1959年の砂川事件地裁判決と1973年の長沼訴訟地裁判決の2件しかない。しかも、いずれも判決は上級審で覆されたため、平和憲法を戴く日本において、いまだ憲法9条違反の司法判断は確定したことがなかった。その中で、この判決は5月2日、憲政史上初めて、憲法9条違反の判決として確定した。

②イラクの深刻な実態

長い「司法の沈黙」を破って、名古屋高裁が違憲判決に踏み込んだのはなぜか。

その理由の一つはイラクの実態があまりに深刻であるという点にある。現在のイラクは混迷を増しており、「イラク攻撃開始後」から65万人以上の死者が出ているとの報告もある(イギリス・ランセット誌)。米軍の「掃討作戦」は増加傾向にあり、多くの無辜の市民が今なお殺され続けている。その「掃討作戦」が最も大規模に行われているのが首都バグダッドであり、そこに武装した米兵を自衛隊が送り込んでいる。多くの日本の市民が知ら



れないうちに、日本はすでに「武力行使」を行い、「参戦」している。名古屋高裁はこれらを厳しく断罪したのである。

イラク派兵差止訴訟弁護士事務局長 川口 創

この「自衛隊イラク派兵差止訴訟」は、ネットでの呼びかけなどに呼応した全都道府県の3200名を超える普通の市民が原告となり、2004年2月に名古屋地裁に提訴した。私は当時31歳、弁護士2年目にしてこの裁判の弁護士事務局長となり、その後4年にわたって多数の原告と弁護士とともにこの訴訟を作り上げてきた。

提訴当時から、特に弁護士からは「若気の至りだ」「どうせ負けるのに、何を馬鹿なことを」などと冷笑された。

しかし、弁護士団の弁護士や原告は、裁判が進むにつれ、ますます真剣に裁判に臨むようになった。特に田巻紘子弁護士の地道な努力があつてこの裁判が作られてきたことを強調したい。田巻弁護士がまとめ続けたイラクの深刻な事態が、私たちを本気にさせ続けた。それが名古屋高裁の3人の裁判官を「違憲判決」というところまで駆り立てたのだと思う。

3人の裁判官は誠実な裁判官ではあるが、しかし、決して特殊な裁判官ではない。その裁判官をして、はや違憲判決を下さなければならぬほど、深刻な事態にイラクも、そして日本も置かれているのである。

日本ではほとんど知られていないイラク戦争と自衛隊派兵の深刻な実態が、この判決では克明に認定されている。すでに日本は戦争をしている。裁判官はその真実を見抜き、しっかりと認定している。

裁判官は憲法の番人としての職責を全うし、違憲立法審査権(憲法81条)を行使した。この判決の持つ意味はあまりに重い。この重みを私たちは軽視すべき

ではあるまい。

③2008年4月という時点で

違憲判決が下された意味

この判決が、2008年4月という時点で下されたという時間軸も改めて押さえておきたい。日本では、イラク特措法が出来て以降、有事法制が作られ、防衛庁が防衛省に昇格し、「米軍再編」も大規模に進められてきた。例えば、2006年5月1日に最終報告された「再編実施のための日米ロードマップ」では、米陸軍第一軍団司令部と陸上自衛隊中央即応集団司令部のキャンプ座間への移駐が決定されている。これは、自衛隊が米軍とともに世界中で戦争をしていく体制作りを明確に意図している。

さらに、政府はこの夏にも、恒久派兵法の法案をまとめ、秋の臨時国会に制定という流れを作っている。今ではアメリカ国内でもイラク戦争は間違っていたという認識が確実なものとなる中で、世界で日本だけが、イラク戦争と自衛隊派兵についての総括を全くすることなく、さらに海外派兵を拡大しようとしている。まさに「逆流」状態である。

日本の異常な対米追従は、深刻であり、ここでくさびを打たねば、歯止めなく米軍とともに、まさに恒久的に海外派兵をしていく国になってしまう。この危機感を裁判官と共有できたことが、違憲判決を導く大きな力となったと考えている。

この違憲判決を契機に、今一度米軍再編や派兵恒久法など、米軍との「同盟」関係についても根本的な問い直しが求められている。

④平和的生存権の具体的権利性を認めた

この判決は、自衛隊のイラク派兵の憲法違反を認めただけでなく、平和的生存権の具体的権利性まで肯定した点でも極めて画期的である。

これまで裁判上では平和的生存権は「抽象的権利」

とされ、裁判で訴えられるものではないとされてきた。そのため、湾岸戦争から続けられた海外派兵を違憲として闘ったこれまでの裁判でも、原告の訴えはずっと門前払いをされてきた。

しかし、2007年3月23日、イラク派兵第7次訴訟で名古屋地裁民事7部がいわゆる「田近判決」において平和的生存権の具体的権利性を一般論として肯定した(この判決は地裁で確定している)。そして今回の名古屋高裁判決では、田近判決を引き継いで平和的生存権の具体的権利性を肯定し、「憲法9条に違反する戦争の遂行、武力の行使等や戦争の準備行為等」への「加担・協力の強制」も要件に含めるなど、侵害と認める要件を拡大した。

この要件からすれば、今全国で進められている日米軍事再編で生じている基地の被害など「戦争の準備行為への加担強制」にあたり、平和的生存権侵害といえる可能性がある。さらに、今後政府が進めようとしているさらなる海外派兵についても、法廷で堂々と政府の行為の違憲性を争うことが可能となる。これが米軍再編と海外派兵への歯止めになることは間違いない。

⑤判決の効力について

(1) 2点に分けて考える

ここで、判決の効力について説明します。判決の効力を考える上では、政治部門(行政、立法)に対する効力と、司法部門(他の全国の裁判所)への効力を分けて考える必要がある。

(2) 政治部門への直接の強制力

まず、政治部門への効力については、仮に「派兵差し止め」を最高裁までが認め、判決として確定したとしても、国に対する強制力はない。「慰謝料請求」の点は強制執行可能だが、現行法上「派兵差し止め」は強制執行できない。

そのため、今回名古屋高裁で仮に主文で差し止めが

認められても(上告されるので確定しないが)、現行法上はイラクからの撤退をさせる強制的な力はないのである。

(3) 三権分立による影響力

しかし、日本は三権分立を柱としており、憲法解釈の最終判断権限は裁判所に与えられている。そのため、裁判所の司法判断は、主文であろうと、理由中の判断であろうと、国政上最大限尊重されねばならない。例えば刑法の尊属殺人の規定が違憲とした判決を受けて国会で法律を改正したこともある。政治部門にはこの違憲判決を最大限尊重すべき義務があるのである。

(4) 司法部への影響力と政治への影響力

次に、司法部への効力については、裁判所では、判決の結論の主文よりも、結論を導く過程の「理由中の判断」が重視される。高裁の「理由中の判断」は特に重く、全国の地裁が高裁がある論点で用いた「理由中の判断」に「追従」していくことはよくあることである。

今回の名古屋高裁判決で言えば、憲法9条違反を導いた基準と、平和的生存権の基準の2点が重要になる。他の全国の地方裁判所が今後同種の事件を判断する時に、この基準を用いる可能性が十分ある。これは今後海外派兵を拡大しようとしている国にとっては大きな脅威となる。今回の判決で、平和的生存権の基準が明確になったことから、次の「派兵」の時には今回よりも遙かに多くの市民から「差し止め訴訟」が起こされる可能性があり、しかも、違憲判決の基準も明確になったことから、違憲判決を下す地裁が他にも出てくる可能性がある。

これが国に違憲の海外派兵を繰り返させない大きな歯止めになることは間違いない。



(5) 以上述べたように、違憲判決は政治部門に対して「一発の破壊力」はそれほど強くはない。しかし、この判決は国にはジャブのように効いてくる。それが相手の足を止めることになる。この判決は国の海外派兵拡大政策を食い止める潜在的な大きな力を持っていることを確認しておきたい。

⑥普通の市民が憲法9条の力を発揮させた。

3人の素晴らしい裁判官がこの判決を書いてくださったことは事実である。私も裁判官に対して深く深く感謝している。しかし、判決は「与えられた」ものではない。多くの原告と弁護士、支援者、平和を願う多くの市民が4年以上もの粘り強い闘いによって勝ち取った成果に他ならない。この4年にわたり、法廷で弁護団は約90もの主張書面を提出し、多くの証拠を裁判所に示し、裁判所を説得し尽くしてきた。私も含む数名はイラクの隣国ヨルダンまで足を運び、イラクの実情の調査も行ってきた。また、原告は法廷の内々でイラクの実態を知るための機会を作り続けた。この判決は、私たち、市民が憲法9条を使い、裁判所を通して憲法9条の力を発揮させた成果に他ならない。

「お上」が与えてくれたのではなく、無力な普通の市民の力で9条の力を発揮させたことに、まず確信を持ちたい。そして、私たち主権者が憲法を実際に使うことこそが、憲法を市民のものにし、これ以上の政府の暴走を食い止めることにつながるという事に確信を持ちたいと思う。

この違憲判決を活かすか殺すかは、私たちの「不断の努力」(憲法12条)にかかっている。「良い判決が出て良かった」で終わってはもったいない。この「名古屋高裁4・17違憲判決」を力に、憲法を使い、活かす闘いを広げていきたい。